

磐田市被災事業者事業継続支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、令和4年台風第15号により被災した、市内の中小事業者の事業の復旧及び継続を支援するため、当該中小事業者に対し、予算の範囲内において磐田市被災事業者事業継続支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者及びこれに準ずるものとして市長が認めるものをいう。
- (2) 事業用建物 中小事業者が市内で営む事業所、事務所、店舗、施設その他の事業の用に供する建物をいう。
- (3) 事業用資産 主として事業の用に供し、事業用建物と一体で使用される資産に限るものとする。
- (4) 浸水等 令和4年台風第15号による浸水、土砂流入その他市長が認める被害をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当する中小事業者とする。

- (1) 令和4年9月23日時点において事業用建物における事業実態があり、令和4年台風第15号による被害からの復旧後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (2) 事業用建物又は事業用資産が浸水等の被害を受け、これに係る被災証明書又は災証明書の発行を受けていること。
- (3) 前号の被害を受けた事業用建物又は事業用資産の修繕又は更新を行い、その費用として20万円以上を要すること。
- (4) 営業に必要な許認可等を有していること。
- (5) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 磐田市暴力団排除条例（平成24年磐田市条例第37号）第2条に定める暴力団、

暴力団員又は暴力団員等に該当するもの

イ 宗教活動又は政治活動を行うことを目的とする事業の事業主

ウ 国、地方公共団体又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に定める公共法人

エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく農業法人並びに農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農事組合法人及び農業協同組合その他農業を主として営むもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、支援金の趣旨に照らして適当でないとき市長が認めるもの

（支援金の額等）

第4条 支援金の額は、1事業者につき20万円とする。

2 支援金の支給は、1事業者につき1回に限る。

（支給の申請）

第5条 支援金の支給の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、被災事業者事業継続支援金支給申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

(1) 市から発行を受けた被災証明書又は災証明書の写し

(2) 事業用建物又は事業用資産の修繕又は更新に20万円以上の費用を要したことを確認できる書類の写し

(3) 被災証明書又は災証明書に記載された場所で事業を営んでいることが確認できる書類の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（支援金の支給決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは現地調査等を行うものとし、支援金の支給を決定したときは被災事業者事業継続支援金支給決定通知書（様式第2号）により、支援金を支給しないことを決定したときは被災事業者事業継続支援金不支給決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第7条 市長は、申請者が偽りその他の不正な手段により支援金の支給を受けたときは、支

援金の支給決定を取り消すことができる。

- 2 支援金の支給決定の取消しの通知は、被災事業者事業継続支援金支給決定取消通知書（様式第4号）によるものとする。

（支援金の返還）

第8条 市長は、前条に定める支給決定の取消しを行ったときは、支給した当該支援金の全部又は一部を返還させることができる。

（電磁的記録）

第9条 申請者は、この告示に規定する提出書類を、書面等（書面、書類、文書その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により作成し、市長が認める方法により提出することができる。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

（有効期限）

- 2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

- 3 前項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までに第6条に定める支給決定を受けたものについては、この告示は、同日後もなおその効力を有する。